

差押保護口座に関するドイツ民事訴訟法改正

吉 田 純 平

1. はじめに
2. 立法の経緯および立法趣旨
3. 差押禁止口座に関するZPO850k条
4. まとめに代えて
5. 資料

1. はじめに

給料債権など債権の一部は差押えが禁止される（民事執行法152条）。しかし、これらの債権が一旦金融機関の預金口座に振り込まれると、差押禁止債権は一般の預金債権に転化するから、差押禁止の属性は預金債権には及ばないと考えるのが通説的見解である¹。そうすると差押禁止債権についての債務者の生活保護という趣旨が貫徹されない。そこで、通説は、差押禁止範囲の変更を規定する民事執行法153条に基づき、債務者は、預金

1 鈴木・三ヶ月編『注解民事執行法（4）』（第一法規・1986年）513頁以下〔五十部豊久〕、上原敏夫『債権執行手続の研究』（有斐閣・1994年）183頁以下、香川保一監修『注釈民事執行法（6）』（きんざい・1995年）356頁以下〔宇佐見隆男〕、『基本法コンメンタル民事執行法（第6版）』（日本評論社・2009年）437頁〔林屋礼二〕。

が給料等の振込みによって生じたことを証明して差押禁止額に対応する限度で預金債権に対する差押命令の一部取消を求めることができるとする。これに対しては、同条によるのみでは債務者の保護のために不十分ではないとの指摘がある²。判例も、上記の通説と同様の立場を採っているものとみられる³。これに対して、下級審裁判例のなかには、一般預金債権への転化後の差押命令を違法とするものも存在する⁴。

ドイツ法においても、かつてよりこの問題は意識されており、労働債権の預金債権転化後の差押制限が認められるか学説等で争いがあったところ、1977年、差押禁止債権が預金債権に転化した場合の預金に対する差押保護に関するドイツ民事訴訟法（以下、ZPOという。）850k条が制定された⁵。これにより、差押禁止債権が預金債権に転化した後は、債務者は、定期的な収入についてのみ、執行裁判所に対して差押えの取消しを申し立て

-
- 2 東京地裁債権執行等手続研究会編著『債権執行の諸問題』（判例タイムズ社・1993年）102頁〔上田正俊〕、中野貞一郎・下村正明『民事執行法』（青林書院・2016年）676頁。
 - 3 最判平成10年2月10日金法1535号64頁。本判決は、差押えが禁止された国民年金及び労災保険金が振り込まれた預金債権を受働債権として、金融機関がした約定相殺の違法性が争われた事案において、「一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。したがって、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが相当である」と述べて相殺を認めた原々審および原審（釧路地判平成8年7月19日金法1470号41頁・札幌高判平成9年5月25日金法1535号67頁）の判断を特段の判示をしないで是認したものである。
 - 4 東京地判平成15年5月28日金法1687号44頁、広島高判平成25.11.27金商1432号8頁。
 - 5 本条の詳細な制定過程について、内山衛次「預金債権の差押制限－ZPO850kを手がかりとして－」大阪学院大学法学研究 19巻1・2号1頁。

ることによって保護を受けることができた。一時的な収入については保護されなかった⁶。また、社会福祉に関する入金や児童手当（Kindergeld）は、特別の規定が適用されていた。これらの点で不十分な制度であるとされていた。そこで、2009年の改正では、差押保護口座⁷（Pfändungsschutzkonto）の制度が新設された。これにより、執行債務者の保護がより実効的なものになることが期待される。これらの規定は、我が国における同種の問題について考える際に参考になると思われる。そこで、本稿では、ZPO850k条の基本的な構造を紹介し、今後の議論のための一助となることを期待するものである。

2. 立法の経緯および立法趣旨

（1）立法の経緯

司法省による預金口座の差押保護に関する改正のための報告書が作成されたのが2007年の1月であり、同年12月には議会に「預金口座の差押保護の改正のための法案」が提出された。この法案は、2009年の5月に議会において可決され、7月に公示された。

（2）立法趣旨

主な立法趣旨は、当然であろうが、債務者に経済的、社会的な生存において必要な保護を、可能な限り簡単な手続において与えることである。また、銀行口座を用いた現金を使わない支払いを行うことは、現在の経済生

6 Musielak/Becker, ZPO, 7. Auflage (2009), § 850k, Rdnr. 4.

7 邦語訳として「差押禁止口座」とするものもあるが、本稿では、その意味するところから「差押保護口座」と訳す。

活において不可欠であるとの認識を前提として、債務者にこのような取引を行う機会を保障することが求められた⁸。このような点を主な趣旨として、立法者は立法に際して、以下のような点を考慮している。

第一に、立法理由書よれば、しばしば、口座に対する差押えは、金融機関による振替口座（Girokonto）の解約の原因となっている⁹。したがって、法律上、金融機関に口座の開設を強制する枠組みが必要となる。

次に、債権者による二重の差押えを不可能にしなければならない。すなわち、債権者が債務者の労働契約に基づく請求権も、銀行との契約から生ずる請求権も差押えをすることができるようにしてはならない¹⁰。

また、新たな規定による金融界の負担が考慮されなければならない。差押保護口座の運用に際しては、第三債務者である金融機関の負担が大きくなることが予想されるが、これが過度なものであってはならない¹¹。

3. 差押保護口座に関する ZPO850k 条

(1) 概論

債務者保護のための一連の改正は、ZPOにおける複数の関連する条文についてなされたものであるが、本稿は、その中心である ZPO850k 条について紹介する。本条によれば、債務者は、差押保護口座において、労働収入およびその他の収入について適用される差押禁止額の差押えから、い

8 Frank-Michael Goebel, *Kontopfändng unter veränderten Rahmenbedingungen*, 2010, S. 20.

9 BT-Drks. 16/7615, Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Kontopfändungsschutzes, S10.

このことは、政府の調査によっても裏付けられている。BT-Drks. 16/2265.

10 BT-Drks. 16/7615, S. 11.

11 BT-Drks. 16/7615, S. 13.

わば自動的に、特別な申立てを必要としないで暦月の期間保護される。これまでの差押保護とは異なり、新たな規定は、収入の種類を問わない¹²。最低限の生活保障という観点からは、口座に入金される収入がいかなる種類のものか問題とならないからである¹³。また、収入の種類に限定を設けないことは、金融機関や執行裁判所にとっても利点がある。すなわち、第三債務者である金融機関や執行裁判所が当該預金債権が差押禁止に該当するかを判断する手間を省くことができる。また、差押保護は、差押えの効力発生時期と無関係に一暦月適用される。これは、事務的簡略化のためである。

（2）差押禁止額

ZPO850k条第1項によれば、金融機関にある債務者の差押禁止口座にある預金が差し押さえられたときは、債務者は、各暦月末まで、第850c条第2a項に係る第850c条第1項第1文に基づく差押禁止月額分の預金を処分することができ、その限りにおいてその預金は差押えに服さない¹⁴。850c条は、労働債権の差押禁止額を規定したもので、その第1項第1文によれば、1か月についての差押禁止の基本額は現在985,15ユーロである¹⁵。上述したように、処理の簡潔という観点から、差押禁止額は一暦月毎に認められる¹⁶。たとえば、ある月の1日目に差押えの効力が発生しても、15日目に

12 BT-Drks, 16/12714, S. 18.

13 Goebel, a. a. O. (Fn. 8), S. 86.

14 ZPO850c条第2a項によれば、労働債権についての差押額は、2年に1度の7月1日に変更し、また、第1回目は2003年7月1日とし、前年度との比較において生ずる所得税法上の基礎控除額の割合に応じて変更される。

15 2003年当時、差押禁止額は930ユーロであったが、2015年からこの額となっている。

16 ZPO850c条第1項によれば、差押禁止額は月額のほか、週額および日額も定められている。

発生しても、あるいは最後の日に発生しても差押禁止額は同一である。また、差押保護口座への変更がいつであろうと、債務者は、一か月分の差押禁止額について保護を受ける¹⁷。このように差押禁止額を単純にすることによって、金融機関の処理を簡便にしている。

ZPO833a条によれば、預金に対する差押命令は、送達の日及び翌日の預金額について効力が生じるので、この額のうち上記差押禁止額について債務者は保護を受ける¹⁸。差押保護口座への変更当時振替口座に借方残高がある場合には、保護の効力は生じず、貸方残高が生じた場合に保護の必要性が生じる¹⁹。

（3）差押禁止額の増額

上述の通り、差押保護口座において債務者が保護される金額は暦月毎に一律であるのが原則である。しかし、一定の場合には、その額の増額が認められる。すなわち、ZPO850k条第2項によれば、債務者が扶養義務を負う場合やその他の特別の目的に基づいた給付を行う場合には、差押禁止額は増額する。たとえば、ZPO850c条第1項第2文によれば、債務者が法律上の義務に基づいてその配偶者、従前の配偶者、登録非婚配偶者、従前の登録非婚配偶者もしくは親族、またはBGB第1615l条、第1615n条、に従って両親の一方を扶養する場合において、労働所得の差押禁止額が別に定められるとする。2015年の変更の際には、2182.15ユーロと定められている。ZPO850k条第2項によれば、債務者が、法律上の義務に基づいて一人または複数人を扶養する場合には、ZPO850k条第1項の金額を上回る部分についても、850c条第1項第2文に基づく差押禁止額について差押えに服さない。

17 Martin Ahrens, Das neue pfändungsschutzkonto, NJW28/2010, S2004.

18 Stöber, Forderungspfändung, 16Auf. (2013) S. 96.

19 Goebel, a. a. O. (Fn. 8), S. 105.

そして、このような増額の場合、ZPO850k条第5項に基づいて、金融機関は、執行裁判所の関与なく、簡単な方法により、差押禁止額の増額を認めて債務者への支払いをすることができる。すなわち、ZPO850k条第2項に関する額については、債務者が、金融機関に対して、使用者、家族貯蓄銀行（Familienkasse）、社会福祉施設等の担当者が作成する証明書によって、預金が差押えに服さないことを証明する必要がある²⁰。債務者によってこの証明ができない場合には、執行裁判所が、申立てに基づいて、差押禁止額を定めなければならない（ZPO850条第5項第4文）。

（4）裁判所による決定手続

上述のように、手続きの簡素化のため、差押禁止金額の決定に際して執行裁判所の関与がないのが原則である。ただ例外的に、以下の2つの場合には執行裁判所による裁判がなされる。第1には、上述の、ZPO850k条第2項による増額の際に債務者がZPO850k条第5項2文において要求される証明のための文書を提出できない場合である²¹。この場合、執行裁判所は、申立てに基づいて、差押禁止額を決定する（ZPO850条第5項第4文）。第2には、執行裁判所は、申立てに基づいて、ZPO850k条第1項による基本差押禁止額、850k条2項1文による差押禁止額の増額、そして850k条第3項による差押可能額と異なる差押えの額を定めることができる²²。

なお、第三債務者である金融機関による申立ても認められる。すなわち、債務者が要求されている証明書を提出しないことによって、差押禁止

20 この決定において、金融機関に裁量の余地はない。その決定に際しての誤りについては、850k条第5項第3文が問題となる。Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2004.

21 債務者が証明のための文書を提出したが金融機関がこれを拒否した場合についてもこの申立てが認められる。Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2004.

22 Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2005.

額増額の判断について不確実さが生じる場合である。また、金融機関が差押禁止額の増額を決定した場合に、執行裁判所はこの決定を審査することができる（ZPO850k条第5項第4文）。

（5）差押保護口座の開設

本稿で述べているように、ZPOは、預金口座についての差押えに対する債務者の保護は、差押保護口座の開設という方法によることにした。この差押保護口座の開設はいかなる手続きによるか。

まず、差押保護口座として開設されうるのは、振替口座（Girokonto）であり、貯蓄口座（Sparkonto）等は対象とならない。これは、差押保護口座の趣旨が、債務者に現金によらない取引の機会を保障することにあるためである²³。また、差押保護口座を開設することができるのは自然人のみであり、法人はこれを行うことができない（ZPO850k条第7項）²⁴。

差押保護口座の開設は、二つのルートが想定される。すなわち、新規に振替口座自体を開設し、それを差押保護口座とする場合と、既存の振替口座を差押保護口座とする場合である。

振替口座が存在しない場合には、新たに金融機関において口座を開設し、金融機関と顧客は、これを差押保護口座とする旨の合意をする²⁵。

既に金融機関に振替口座を存在する場合には、顧客は、その振替口座を

23 Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2001.

24 同項によれば、口座開設の契約をすることができるのは自然人及びその法定代理人のみである。濫用的な口座開設を防止するために、法律行為上の代理人は契約することができない。BT-Drks, 16/7615, S20.

25 債務者が振替口座を有していない場合において、債務者は金融機関に対して差押保護口座の開設を請求する権利を有するわけではない。Schumacher, ZVI, (2009), S. 315. この点、債務者に現金に依らない取引の機会を保障するという立法趣旨が貫徹されていない。なお、貯蓄口座については、多くの州で締約強制（Kontrahierungszwang）が認められているようである。

差押保護口座に変更することを要求することができる（ZPO850k条7項第2文）²⁶。差押保護口座への変更は、顧客の意思表示によって生じる²⁷。

また、ZPO850k条第7項第3文によれば、振替口座の預金が既に差し押さえられている場合であっても、差押え後4営業日の開始までは、差押保護口座として管理することを要求することができる。このような場合こそ、まさに債務者の保護が必要な場合だからである²⁸。

（6）差押保護口座の開設数制限

ZPO850k条第8項第1文によれば、誰もが一つの差押保護口座のみを運用することができる。債務者が複数の差押保護口座の運用する必要はないし、二重に差押保護を受けることはできないからである。そこで、債務者は、差押保護口座の開設の際に、ほかの差押保護口座を運用していない旨を保証しなければならない（ZPO850k条第8項第2文）²⁹。そして、金融機関は、興信所（Auskunfteien）に顧客のために一つの差押保護口座を管理した旨の通知をすることができる（ZPO850k条第8項第3文）³⁰。

債務者が複数の差押保護口座を運用した場合、執行裁判所は、債権者の申立てに基づき、債権者の申立てにおいて示された振替口座のみを債務者

26 変更の法的性質について、締約強制であるとする見解（Goebel, a. a. O. (Fn. 8), S. 141.）と変更請求権が観念されるとする見解（BT-Drks, 16/7615, S20.）がある。

27 すでに顧客と金融機関は、決済サービスに関する契約を締結していることから、濫用の危険が少ないため、法律行為上の代理人による請求も認められる。

28 Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2002.

29 簡単な保証で十分であり、宣誓に代わる保証の必要はない。Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2003.

30 実際には、信用情報機関であるSCHUFA Holding AGがこの興信所の役割を担う。

の差押保護口座とすることを決定する（ZPO850k条9項第1文）。債権者は、第三債務者の陳述によって、複数の差押保護口座の存在を疎明しなければならない（ZPO850k条第9項第2文）³¹。

（7）差押保護口座の運用

債務者は、契約上の合意の枠内で、差押えに服さない預金を処分することができる（ZPO850k条第1項1文、第5項第1文）³²。債務者が預金の差押禁止額のすべてを処分しなかった場合、処分しなかった額については次の月の差押禁止額に加えられる（ZPO850k条第1項第2文）³³。これは、債務者が比較的高額の支払いをしなければならない場合に、差押禁止額の預金を複数回ためて工面することを可能にするという、社会政策的考慮に基づくものである³⁴。これに対して、その月に差押保護口座に入金された金額が差押禁止額を下回る場合には、その差額が次の月の差押禁止額に加えられることはない³⁵。

4. まとめを代えて

以上でZPOの差押保護口座に関する規定の簡単な紹介をした。各事項

31 第三債務者の陳述については、ZPO840条第1項第5号。

32 この処分が何を意味するかについて疑問が呈されている。Goebel, a. a. O. (Fn. 8), S. 104ff.

33 この繰り越しが一回のみ許されるのか、複数回許されるのかは明文の規定がなく争われる。前者として、Zöller/Stöber, ZPO, 31. Aufl. (2015), Anh. § 850k Rdn. 8ff ; Dörndorfer, JurBüro 2009, S628. 後者として、Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2005.

34 Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2005.

35 Ahrens, a. a. O. (Fn. 17), S. 2005.

についての細かな解釈問題も存在し、それらを検討する必要はある。また、執行債務者の保護は、差押保護口座のみならず、たとえば差押禁止額に関する規定等の他の様々な規定と一体となってなされるものである。これらについての考察は筆者の今後の課題として、本稿のまとめに代えたい。

5. 資料

ZPO850条およびZPO8501条の邦語訳である³⁶。

ZPO850k条第1項

金融機関にある債務者の差押禁止口座にある預金が差し押さえられたときは、債務者は、各暦月末まで、第850c条第2a項に係る第850c条第1項第1文に基づく差押禁止月額分の預金を処分することができ、その限りにおいてその預金は差押えに服さない。第835条第4項の期間が経過するまで債権者に給付すること又は供託することが許されない預金もまた、第1文の意味の預金に属する。債務者が、各月内に第1文による差押禁止額の預金を処分しない限り、この預金は、時期の月暦において第1文により保護される預金に加えられ、差押えに服さない。第1文から第3文までは、債務者の振替口座に存する預金であって、第三債務者に対して移付命令が送達されてから4週間が経過する以前に差押禁止口座に移転された預金が差し押さえられた場合に準用する。

同第2項

この他に、預金の差押えに関しては、以下に掲げる額は、第1項による

36 春日偉知郎・三上威彦『ドイツ民事訴訟法典－2011年12月22日現在－』（法曹会・2012年）を参照した。

差押禁止額を上回る部分について差押えに服さないとの準則によるものとみなす。

1 第850c条第2a項第1文に係る第850c条第1項第2文に基づく差押禁止額については、

(a) 債務者が、法律上の義務に基づいて一人または複数人を扶養する場合、又は

(b) 債務者が、社会法典第2編第7条第3項又は社会法典第12編第19条、第20条、第36条第1文又は第43条の意味における共同体において債務者とともに生活する者のために、社会法典第2編又は第12編による金銭給付を受け取る場合

2 社会法典第1編第54条第2項の意味における一回限りの給付及び社会法典第1篇第54条第3項第3号の意味における身体又は健康損害による増額費用の補償のための金銭給付

3 育児金または子供のためのその他の金銭給付。ただし、給付を受け若しくは配慮を受ける子供の扶養債権を理由として差押えがなされるときは除く。

第1文による額については、第1項第3文を準用する。

同第3項

執行裁判所が差押命令において留保された額は、第850d条に掲げる債権を理由として預金が差し押さえられたときは、第1項及び第2項第1文第1号に基づく差押禁止額に代わるものとする。

同第4項

執行裁判所は、申立てに基づき、第1項、第2項第1文第1号及び第3項とは異なる差押禁止額を確定することができる。本法律の第850a条、第

850b条、第850c条、第850d条第1項及び第2項、第850e条、第850f条、第850g条及び第850i条並びに第851c条及び第851d条、並びに社会法典第1編第54条第2項、第3項第1号、第2号及び第3号、第4項及び第5項、第12編第17条第1項第2文、並びに所得税法第76条を準用する。この他に、執行裁判所は、第732条第2項に掲げる命令を発令する権限を有する。

同第5項

金融機関は、債務者に対して、契約上の合意の範囲において、第1項及び第3項により差押えに服さない預金に基づく給付を義務付けられる。このことは、第2項により差押えに服さない額については、債務者が、使用者、家族貯蓄銀行（Familienkasse）、社会福祉施設又は倒産法第305条第1項第1号に該当する者若しくは担当者の証明書によって、預金が差押えに服さない旨を証明する場合に限り適用される。金融機関が債務者に対してした給付は、第2文の証明書の間違いが金融機関に知らされず、又は金融機関に重大な過失による不知ではない場合には、免責の効力を生ずる。債務者が、第2文の証明をすることができなかつたときは、執行裁判所は、申立てに基づいて、第2文の額を定めなければならない。第1文から第4文までは、供託についても適用する。

同第6項

社会法典による金銭給付又は育児金が差押禁止口座に預金されたときは、金融機関は、その預入れによって生じている債務について、その記載から14日の期間に限り、口座取引の対価として又はこの期間内の権利者の口座処分に基づいて金融機関に帰属する債権によってのみ差引勘定及び相殺をすることができる。その後存する預金残高までについては、預入れから14日以内は、金融機関は、権利者が社会法典による金銭給付又は育児金の預入れであることを証明し、又は金融機関にその旨が通知されたときは、償還できないことを理由に支払記録の作成を拒絶する権限を有し

ない。金融機関の口座管理の対価は、第1項から第4項までによる額によって相殺することができる。

同第7項

振替口座の管理の基礎となる契約において、自然人又はその法定代理人たる顧客と金融機関とは、振替口座が差押保護口座として管理される旨の合意をすることができる。顧客はいつでも、金融機関が振替口座を差押禁止口座として管理することを求めることができる。振替口座の預金がすでに差し押さえられるときは、債務者は、差押えが言い渡された後4営業日の開始までは、差押保護口座として管理することを求めることができる。

同第8項

何人も一つの差押禁止口座のみを運営することができる。その取決めにあたり、顧客は金融機関に対して、差押禁止口座をこれ以外に運営していない旨を保証しなければならない。金融機関は、興信所（Auskunfteien）に、顧客のために一つの差押保護口座を管理した旨を通知することができる。興信所はこのような報告を利用することができるのは、第2文の保証が真実か調査するための金融機関からの照会に対して、関係人が一つの差押禁止口座を管理しているか否かに関する情報を提供することのみ限られる。第4文に掲げる目的以外のための調査、処理及び利用は、関係人の同意がある場合であっても許されない。

同第9項

債務者が第8項第1文に反して複数の振替口座を差押保護口座として運営するときは、施行裁判所は、債権者の申立てに基づいて、債権者の申立てにおいて示された振替口座のみを債務者の差押保護止口座として留保する旨を命じる。債権者は、第1文の要件をこれに関する第三債務者の陳述書を提出して疎明しなければならない。債務者の審尋は行わない。裁判

は、すべての第三債務者に送達しなければならない。振替口座を差押保護口座として特定しない金融機関に対して裁判を送達することによって、第1項から第6項までの規定による効力は消滅する。

ZPO8501条

債務者が、申立てに先立つ最後の6ヶ月内に口座に差押禁止額のみが預け入れられたことを証明し、かつ、その後12ヶ月間においても差押えできない額のみが預け入れられることが予想されることを疎明したときは、債務者の申立てに基づいて執行裁判所は、差押禁止口座にある預金が12ヶ月までの期間に限り差押えに服さないことを命じることができる。その命令は、債権者の優越する利益に反する場合には拒否することができる。その命令は、その要件が存在しなくなった場合、又はその命令が債権者の優越する利益に反する場合には、債権者の申立てに基づいて取り消さなければならない。

本稿は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団による研究助成に基づく研究の一部である。